

市政記者クラブ 様

令和6年11月12日
総務局職員部人事課 担当 平松 (972-2121) 子ども青少年局総務課 担当 松岡 (972-3191)

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	令和6年5月3日(金・祝)、わいせつ目的で女兒(当時13歳)を誘い出し、中川区内のホテルにおいて当該女兒と性行為をしたとして、同年6月12日(水)に逮捕され、同年10月30日(水)に懲役5年6月の実刑判決を受けたもの。 また、令和5年夏頃から令和6年3月までの間、勤務する児童福祉施設で宿直勤務中に、当該女兒と複数回にわたり性行為をしていた。
被処分者の所属・補職・処分内容	子ども青少年局保育士 曾根 悠貴(男性・32歳) 免職
管理監督責任	子ども青少年局課長級 戒告 子ども青少年局課長補佐級 戒告
処分年月日	令和6年11月12日(火)